

作業環境測定

労働者の健康を保持するために、労働安全衛生法では事業者の義務として作業環境測定及びその結果を記録しておかなければならないことと規定されています。

作業環境測定を行うべき作業場

労働安全衛生法施行令では、作業環境測定を行うべき作業場が下表の通り規定されています。

作業環境測定を行うべき作業場			測 定		
	作業場の種類	関連規則	測定種類	測定回数	記録の保存性
①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26 条	粉じん濃度、遊離性酸含有率	6月以内ごとに1回	7
②	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則 607 条	気温・湿度・ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
③	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 591 条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3
④	坑内の作業場 イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592 条 603 条 612 条	炭酸ガス	1月以内ごとに1回	3
⑤	ロ 28℃を超える作業場		気温	半月以内ごとに1回	3
⑥	ハ 通気設備のある作業場		通気量	半月以内ごとに1回	3
⑦	空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7 条 ・7 条の2	CO、CO ₂ 、室温、外気温、相対湿度、ホルムアルデヒド	原則として2月以内ごとに1回 一定の期間に1回	3
⑧	放射線業務を行う作業場 イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54 条 55 条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
⑨	ロ 放射性物質を取り扱う作業室		空気中の放射性物質濃度	1月以内ごとに1回	5
⑩	ハ 坑内の核原料物質の採掘業務を行う作業場		1月以内ごとに1回	5	
⑪	特定化学物質などを製造し、または取り扱う屋内作業場など（第1類物質・第2類物質）	特化則 36 条	空気中の第1類又は第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 〔特定のものについては30〕
⑫	石綿等を製造・取り扱う屋内作業場、コークス製造作業場	石綿則 36 条	空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40
⑬	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛 則 52 条	空気中の鉛濃度	1月以内ごとに1回	3
⑭	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3 条	空気中の酸素濃度、硫化水素濃度	作業開始前ごと	3
⑮	有機溶剤業務を行う屋内作業場 第1種有機溶剤・第2種有機溶剤	有機則 28 条	空気中の当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3

労働安全衛生法 65 条 1 項による作業環境測定義務ではなく、同法 22 条による健康障害防止措置義務として次の作業環境測定が必要である。

⑯	廃棄物の焼却施設	安衛則 592 の 2・36 三十四～三十六	空気中のダイオキシン類（廃棄物焼却炉等の解体等の業務では作業前にも）	6月以内ごとに1回	30
⑰	粉じん作業を行う坑内作業場	粉じん則 6 の 3	空気中の粉じん濃度	6月以内ごとに1回	—

○印は指定作業場

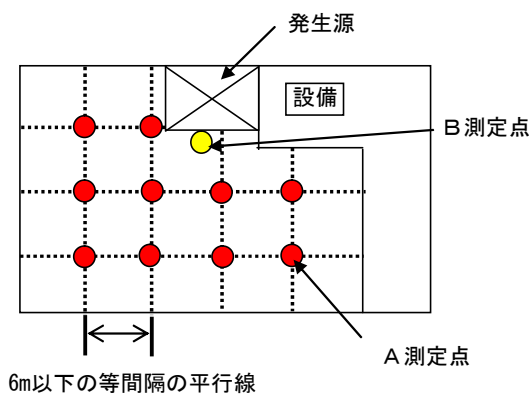
(平成25年12月13日現在)

作業環境測定

作業環境測定の採取方法

デザイン・サンプリング

作業場の気中有害物質の平均的な状態を把握するため6m以下の等間隔で引いた縦と横の線の交点を測定点としてサンプリングを行います。これをA測定といいます。また、労働者が有害物質の発生源と共に移動する場合等A測定の結果を評価するだけでは労働者の有害物質への大きな暴露の危険性を見逃すおそれがある場合は、A測定を補完するために、有害物質の濃度がもっとも高くなると思われる時間と場所で測定を行います。これをB測定といいます。



サンプリング風景

分析・評価

採取した捕集管等を法令等に定められた測定方法により分析し、評価いたします。

業務の流れ

東レテクノでは、お問い合わせから評価結果に基づく提案まで、豊富な経験を元に総合的にお客様をサポートさせていただきます。

